

(専決第5号)令和7年度守口市一般会計補正予算(第18号)【令和8年3月31日専決】

令和8年4月1日
企画財政部

歳入歳出予算の補正

(単位:千円)

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考
						国庫 支出金	府 支出金	地方債	その他	一般財源	
学校保健安全事業	教育費	中学校費	学校管理費	負担金、補助及び交付金	12,071				12,071	0	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金
合 計					12,071	0	0	0	12,071	0	

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額

補正前の額	82,591,232千円
補正額	12,071千円
補正後の額	82,603,303千円

【令和8年度税制改正に伴う、守口市市税条例の一部改正】

1 改正の趣旨及び各税目の主な改正内容

令和8年度税制改正のうち、以下のものについては令和8年度当初までに市税条例を改正し対応しておく必要があるため。

① 軽自動車税

・環境性能割の廃止

軽自動車税環境性能割を廃止するとともに、軽自動車税種別割を軽自動車税と名称変更いたします。

② 固定資産税

・バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等の減額措置の拡充・延長

現行、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物の減額措置は、劇場・音楽堂に限られていましたが、対象を特別特定建築物全般に拡充し、期限を令和8年3月31日だったものを、令和11年3月31日までに延長するものです。

③ その他規定整備

法律等条ずれによる規定整備

2 施行期日

令和8年4月1日

3 令和8年度税制改正に伴う主な税制の変更点

令和8年度税制改正における個人住民税の対応(案)

改正内容	個人住民税 (令和8年分所得に係る令和9年度分から適用)	所得税 (令和8年分所得から適用)
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	<最低保障額> 改正前：65万円 → 改正後：74万円 ※引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	改正前：最高95万円 → 改正後：最高104万円 (給与収入200万円相当以下) (給与収入665万円相当以下) ※引上げ額9万円のうち、一部は時限措置
③扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：58万円 → 改正後：62万円
④ひとり親控除の見直し	改正前：30万円 → 改正後：33万円 ※令和10年度分から適用	改正前：35万円 → 改正後：38万円 ※令和9年分所得から適用

非課税ライン (単身者の場合)	R7改正前			R8改正前			R8改正後		
	基本額等	給与所得控除	計	基本額等	給与所得控除	計	基本額等	給与所得控除	計
	45万円 (変更なし)	55万円	100万円	45万円 (変更なし)	65万円 (+10万円)	110万円	45万円 (変更なし)	74万円 (+9万円)	119万円
				基礎控除	48万円 → 95万円 (+47万円)		基礎控除	48万円 → 95万円 (+47万円)	
							基礎控除	95万円 → 104万円 (+9万円)	
				給与所得控除	55万円 → 65万円 (+10万円)		給与所得控除	55万円 → 65万円 (+10万円)	
							給与所得控除	65万円 → 74万円 (+9万円)	
				計	103万円		計	160万円	
									178万円

(注) 地方税独自の非課税限度額が適用

※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。

●目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応する必要がある。円滑に応援を要請し、応援を受けるための最低限必要な体制と受援対象業務を明らかにした「受援計画」を策定する。

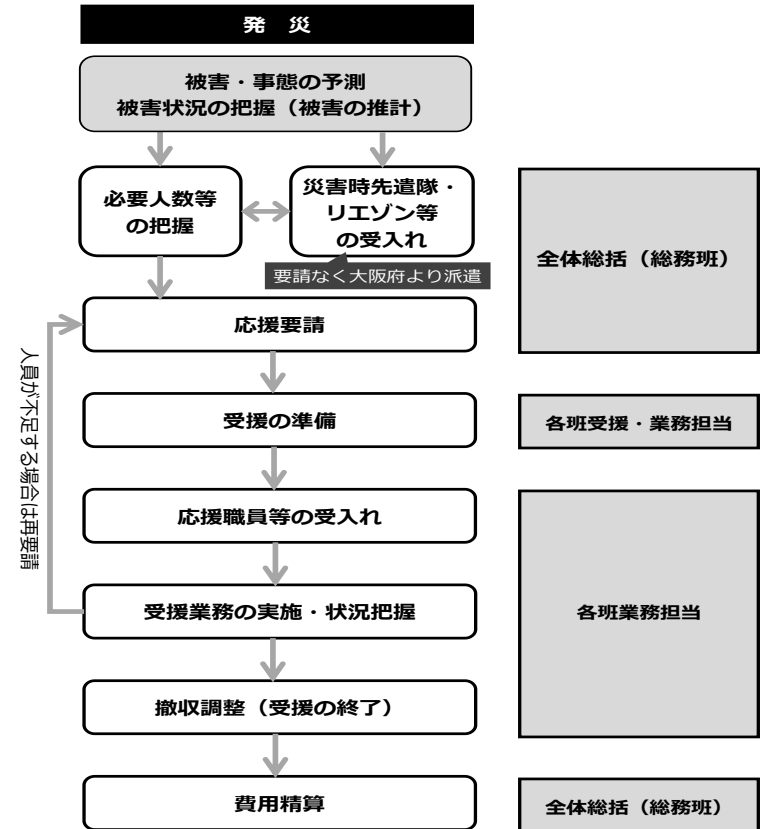
●計画の発動基準・対象期間

本計画は、地域防災計画や業務継続計画で想定している地震や水害などの大規模災害により災害対策本部を設置し全庁的な対応を必要とする事態において、**本市独自では十分な業務継続、応急対応が実施できない場合に発動**する。本計画の対象期間は、発災後の混乱期から市民生活が一定の落ち着きを取り戻す**1か月程度を目安**とする。（状況により、それ以降も応援受入れが発生する場合はある）

●受援シート作成業務

- ①災害マネジメント（災害対策本部事務局支援）
- ②避難所運営
- ③物資集積拠点の運営
- ④被災者支援・相談業務

●応援の受入れに関する基本的な流れ



●令和8年度 受援シート作成予定

- | | | |
|-----------|--------|------------|
| ⑤災害廃棄物処理 | ⇒環境対策課 | ご協力お願いします。 |
| ⑥住家被害認定調査 | ⇒課税課 | |
| ⑦罹災証明交付事務 | ⇒課税課 | |

令和7年度人事評価結果について

1. 人事評価結果(前年度比較)

総合評価得点	令和7年度		令和6年度		増減	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
4.50以上	0	0.0%	1	0.2%	▲ 1	▲ 0.2%
4.25-4.49	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4.00-4.24	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3.75-3.99	4	0.6%	3	0.5%	1	0.2%
3.50-3.74	37	5.8%	28	4.3%	9	1.5%
3.25-3.49	126	19.8%	107	16.6%	19	3.2%
3.00-3.24	395	62.1%	405	62.8%	▲ 10	▲ 0.7%
2.75-2.99	44	6.9%	55	8.5%	▲ 11	▲ 1.6%
2.50-2.74	18	2.8%	25	3.9%	▲ 7	▲ 1.0%
2.25-2.49	7	1.1%	12	1.9%	▲ 5	▲ 0.8%
2.00-2.24	0	0.0%	5	0.8%	▲ 5	▲ 0.8%
1.99以下	5	0.8%	4	0.6%	1	0.2%
合計	636	100%	645	100%	▲ 9	0.0%
平均	3.1		3.07		0.03	

2. 処遇反映及び指導対象職員数(退職者を除く)

(単位:人)

区分	令和7年度	令和6年度	増減
勤勉手当があがる者(3.5以上)	41	31	10
勤勉手当がさがる者(2.5未満)	11	14	▲ 3
指導対象職員(2.25未満)	4	5	▲ 1

3. 所属別平均値

所属	平均値
市長室	3.21
危機管理室	3.09
企画財政部企画課	3.22
企画財政部財政課	3.33
企画財政部魅力創造発信課	3.12
企画財政部行財政改革・DX推進課	3.04
企画財政部まちづくり戦略課	3.10
総務部総務課	3.15
総務部人事課	3.21
総務部法制文書課	3.15
総務部契約課	3.20
総務部課税課	3.11
総務部納税課	3.08
市民生活部コミュニティ推進課	3.23
市民生活部総合窓口課	3.13
市民生活部地域振興課	3.21
市民生活部生涯学習・スポーツ振興課	3.17
市民生活部人権市民相談課	3.02
健康福祉部地域福祉課	3.21
健康福祉部生活福祉課	2.98
健康福祉部障害福祉課	2.95
健康福祉部高齢介護課	3.21
健康福祉部保険課	2.82
健康福祉部保険収納課	3.06
健康福祉部健康推進課	3.17
こども部子育て支援政策課	3.22
こども部こども施設課	3.22
こども部こども施設課あおぞら認定こども園	2.98
こども部こども施設課にじいろ認定こども園	2.97
こども部こども家庭センター	3.33
こども部こども家庭センター児童センター	3.00
こども部こども家庭センターわかかさ・わかすぎ園	2.99
都市整備部都市・交通計画課	3.24
都市整備部道路公園課	3.09
都市整備部住宅まちづくり課	3.15
環境下水道部環境対策課	3.03
環境下水道部下水道課	3.29
会計室	3.02
教育部教育総務課	3.07
教育部学校教育課	3.06
教育部保健給食課	3.10
教育センター	3.29
議会事務局	3.40
選挙管理委員会事務局	2.97
水道局経営総務課	3.13
水道局工務課	3.01
水道局施設課	3.23

4. 部局別平均値

部局	平均値
市長室	3.21
危機管理室	3.13
企画財政部	3.17
総務部	3.13
市民生活部	3.18
健康福祉部	3.03
こども部	3.07
都市整備部	3.14
環境下水道部	3.19
会計室	3.02
教育部	3.10
議会事務局	3.40
選挙管理委員会事務局	2.97
水道局	3.12

事務連絡
令和8年3月18日

各所属長 様

総務部長

契約事務の適正化について（通知）

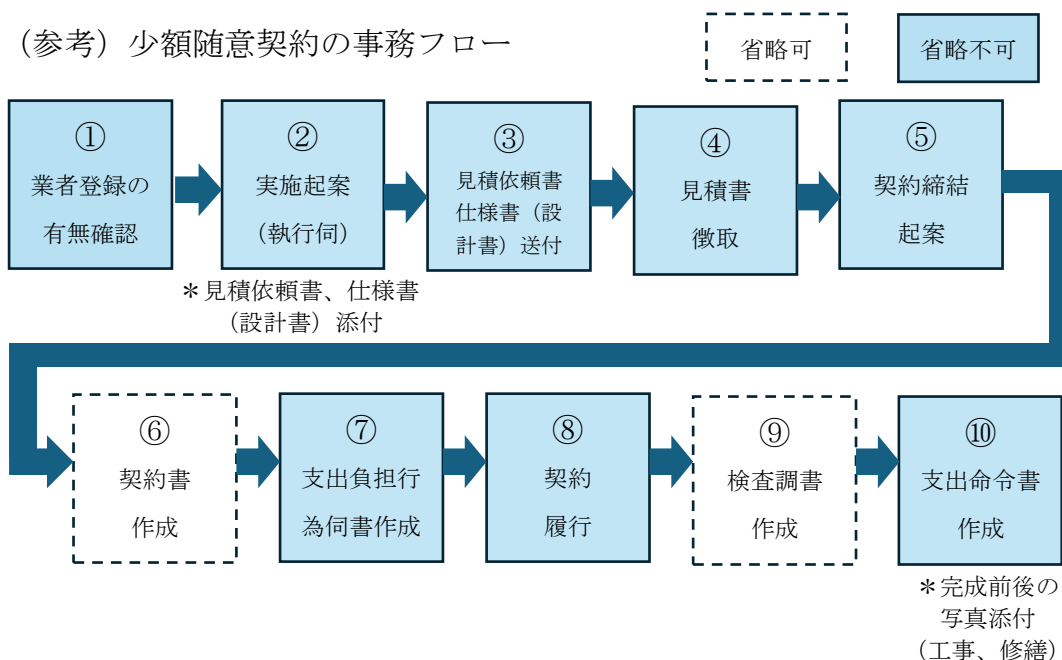
契約事務について不適正な契約事務が散見され決算特別委員会でも指摘をされています。令和7年12月25日付で地方自治法第199条第6項の規定に基づく監査依頼を行い少額随意契約に関する事務監査をお願いしているところではありますが、当面の間、以下の再発防止策を実施します。

なお、以下の再発防止策については、令和8年4月1日から実施することとします。

1 少額随意契約事務の見直し

令和7年4月1日付「予定価格100万円以下の契約事務について（通知）」により、少額契約に係る事務の取り扱いを定めていたが、事務の適正化を図るため、別添「予定価格100万円以下の契約事務について（変更通知）」のとおり通知を変更し、当面の間、以下のとおり事務を行うものとする。

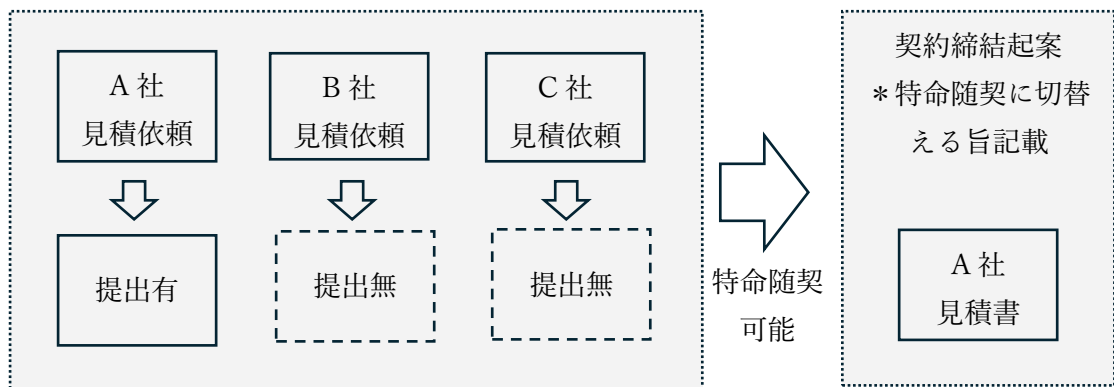
- ① 見積依頼書（特命理由書含む）・仕様書（設計書）を添付した実施起案について決裁を必須とし、決裁後事業者にもメール又はFAXで送付をすること。なお、緊急契約に該当する場合は、別添「緊急契約の取扱いについて（変更通知）」のとおりとする。



- ② 2者以上に見積依頼したものの、1者のみを見積書提出であった場合、守口市契約規則第15条第3項第4号に該当するものとし、当該1者見積をもって特命随意契約に切り替えて契約できるものとする。

なお、実施にあたっては契約締結起案に守口市契約規則第15条第3項第4号に基づき特命随意契約へ切り替える旨を記載するとともに特命理由書を添付し決裁を受けることを原則とする。

***守口市契約規則第15条第1項に定める少額随意契約を対象とする。**



2 支出命令書作成時の添付書類について

以下2費目の支出命令書作成時に完成前完成後の写真添付（日付のわかるもの）を必須とする。

- ① 節：工事請負費
- ② 節：需用費、細節：修繕料

3 緊急契約の取扱いの変更

守口市随意契約ガイドライン上の供用施設の損壊（被害を受けたものを含む。）又は不具合に係る応急工事に関連する応急業務のうち、保安上の観点から速やかに実施する必要があり、複数者から見積を徴する暇がないものは、特命随意契約で実施できるものとする。

実施に当たっての適用法令等は次のとおりとし、②の場合は必ず契約課に事前協議を行うこと。なお、特命随意契約の適用は、現状復旧、撤去及び調査点検に限り、価値向上を伴うものは対象外とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号並びに守口市契約規則第15条第1項及び第3項第1号
 - ・ 予定価格（税込）が200万円以下の工事
 - ・ 予定価格（税込）が100万円以下の業務

② 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び守口市契約規則第15条第3項第1号

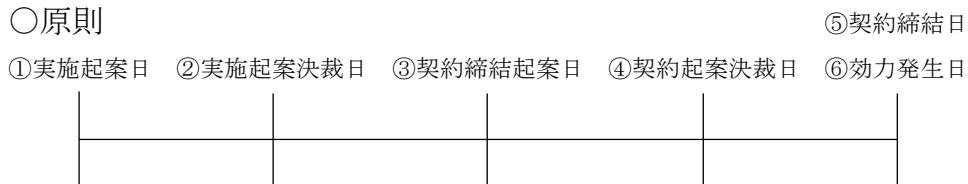
- ・ 予定価格（税込）が200万円を超える工事
- ・ 予定価格（税込）が100万円を超える業務

4 遡及条項の適用

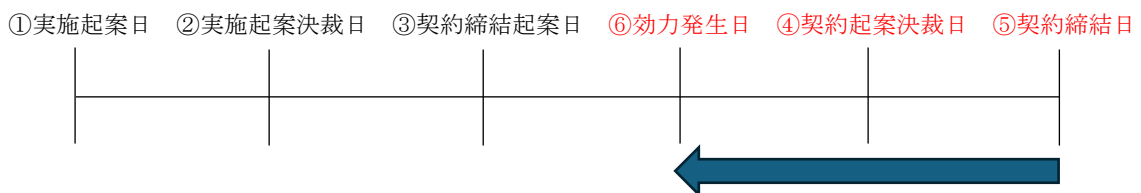
年度当初4月1日の契約案件など、契約締結日（契約当事者の記名押印が完了した日）が効力発生日以後となることについて、やむを得ないと認められる理由がある場合、例外として遡及を認める。なお実施にあたっては、契約締結起案に別紙「契約の効力の遡及に関する特約」及び「契約の効力の遡及に関する特約理由書」を添付すること。

* 「契約の効力の遡及に関する特約」については、原則契約書にとじ込むこととし、契約書を省略する場合は甲乙記名押印をすることとする。

○原則



○例外



やむを得ないと認められる理由がある場合、例外として遡及を認める。
実施にあたっては契約締結起案に遡及特約及び遡及理由書を添付すること。

令和8年度

守口市 

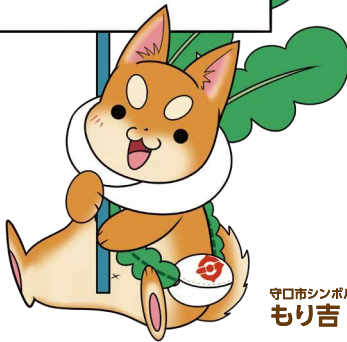
守口市生活応援商品券 を実施します!!

国の総合経済対策において拡充された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市民の更なる生活安定や消費喚起による市内事業者の経済的支援に資することを目的に、「守口市生活応援商品券事業」を実施します。

4月中旬頃から順次、対象者にはこの封筒が届きます!!

1冊9枚 (1,000円券×9枚)

中小店専用券×5枚
共通券×4枚



守口市シンボルキャラクター
もり吉

封筒見本



無料
配付

対象となる方 令和8年2月1日時点で守口市の住民基本台帳に記載のある **全市民**

配付冊数 一人あたり1冊(9,000円分)
例)ご家族4名の場合 9,000円×4名で計36,000円分

引換について 引換券に記載の人数分を無料で引換えできます。
※分けての引換えはできません。必ずまとめて引換えてください。

引換期間 **令和8年5月11日(月)～令和8年7月31日(金)**

※変更となる可能性があります。最新情報はホームページをご確認ください。
※引換場所によって引換可能日や取扱いの時間、期間が異なるためご注意ください。
※引換えに関して、引換開始から1か月間(特に土・日)は混雑が予想されます。
引換期間内であればいつでも引換え可能となっておりますので、
混雑を避けての引換えをお願いいたします。

利用期間 **令和8年5月11日(月)～令和8年7月31日(金)**

専用ホームページ



令和8年度

守口市生活応援商品券

取扱店舗を募集 しています!!

生活応援商品券の取扱店舗として登録を希望される事業者は、募集内容を確認の上、申請してください。

詳しくは専用ホームページにてご確認ください。



取扱店 参加資格

守口市内に事業所、
店舗等を有する事業者

申込方法

(①または②のいずれか)

- ① 郵送またはメールにて申込
- ② 専用ホームページよりWEB申込



申込の流れ

STEP 1

申請書または
WEB申込

STEP 2

審査

STEP 3

審査結果
販促物郵送

お問い合わせ先

守口市生活応援商品券事務局

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2-5-5 守口市役所7F 会議室701

[電話]06-7777-6406 [受付時間]平日 9:00~17:30

[メール]info@moriguchi-seikatsuouen.jp [ホームページ]https://moriguchi-seikatsuouen.jp/